

2020年度歯科診療報酬改定の項目一覧（2/7答申時点）

「✓」項目は、協会・医会、保団連で個別要請を行った項目のうち実現したもの

※基礎的技術料の引き上げを求めるとして、全体的な項目として要請し、点数の引き上げがあった項目については、省略。

基本診療料

✓ 歯科初診料	251点	→	261点	+10点
✓ 歯科再診料	51点	→	53点	+2点
※「初診料の注1」の施設基準届出医療機関の場合 せん妄ハイリスク患者ケア加算 地域医療体制確保加算				

医学管理等

歯科疾患管理料	100点	→	80点	-20点
※初診月に1回目を算定した場合 ✓ ※初診から2月以内に算定する規定が廃止				
長期管理加算（歯管）				
か強診	【新設】	→	120点	
それ以外	【新設】	→	100点	
小児口腔機能管理料	【新設】	→	100点	
口腔機能管理料	【新設】	→	100点	
✓ ※歯管の加算だった小機能、口機能が独立点数化 ※歯管及び特疾管を算定した患者が対象				
周術期口腔機能管理料（Ⅰ）～（Ⅲ）				
※併算不可に小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料が追加				
周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）	190点	→	200点	+10点
歯科特定疾患療養管理料	150点	→	170点	+20点
特定薬剤治療管理料	【新設】	→	530点	
※バンコマイシン投与患者の管理料				
入院栄養食事指導料				
※1及び2において「別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において」の文言が削除				
栄養情報提供加算（入院栄養食事指導）	【新設】	→	50点	
外来緩和ケア管理料				
※がん性疼痛の症状緩和に制限				
外来リハビリテーション診療料				
外来リハビリテーション診療料1	72点	→	73点	+1点
外来リハビリテーション診療料2	109点	→	110点	+1点
外来放射線照射診療料	292点	→	297点	+5点
がん治療連携指導料				
※併算不可に情Ⅲが追加				
療養・就労両立支援指導料				
初回	【新設】	→	800点	
2回目	【新設】	→	400点	
※がん患者対象に6月1回1,000点が点数再編、緩和された				
相談支援加算	【新設】	→	50点	
診療情報提供料（Ⅲ）	【新設】	→	150点	
※3月に1回、頻回提供の必要性があれば1月に1回				
✓ ※妊婦加算凍結後の対応方の一環として導入				
退院時薬剤情報連携加算（退院時薬剤情報管理指導料）	【新設】	→	60点	

在宅医療

歯科訪問診療料				
注13の初診時	251点	→	261点	+10点
注13の再診時	51点	→	53点	+2点
※初・再診料の引き上げにともなうもの				
歯科疾患在宅療養管理料	190点	→	200点	+10点
在宅患者歯科治療時医療管理料				

※咬合印象時が算定対象に追加
 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
 ※歯周病重症化予防治療が包括対象
 ※併算不可に口腔機能管理料が追加
 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
 ※併算不可に小児口腔機能管理料が追加
 小児栄養サポートチーム等連携加算 1
 小児栄養サポートチーム等連携加算 2
 在宅患者連携指導料
 ※併算不可から情共が除外

【新設】 → 80点
 【新設】 → 80点

検査

✓ 小児口唇閉鎖力検査 【新設】 → 100点
 ※ 3月に1回に限り算定
 舌圧検査
 ※ 6月1回が3月1回に緩和
 睡眠時歯科筋電図検査 【新設】 → 580点
 ※施設基準の届出が必要

投薬

調剤料
 内服薬、屯服薬 9点 → 11点 + 2点
 外用薬 6点 → 8点 + 2点
 処方箋料
 一般名処方加算 1 6点 → 7点 + 1点
 一般名処方加算 2 4点 → 5点 + 1点
 調剤技術基本料
 その他の患者に投薬を行った場合 8点 → 14点 + 6点

注射

外来化学療法加算 1～2のA～B
 ※Aを「抗悪性腫瘍剤注射」、Bをそれ以外の注射に名称変更
 連携充実加算 【新設】 → 150点
 点滴注射
 6歳未満の乳幼児 98点 → 99点 + 1点
 それ以外 97点 → 98点 + 1点

リハビリテーション

脳血管疾患等リハビリテーション料
 ※未届医療機関が入院外の要介護被保険者等に実施した場合の80/100減算の廃止
 廃用症候群リハビリテーション料
 ※未届医療機関が入院外の要介護被保険者等に実施した場合の80/100減算の廃止
 摂食嚥下支援加算（摂食機能療法） 【新設】 → 200点
 ※評価方法を変え、経口摂取回復促進加算を廃止し、新設

処置

間接歯髄保護処置（歯髄保護処置） 30点 → 34点 + 4点
 象牙質レジンコーティング 【新設】 → 46点
 ※期中改定で導入されたハイブリット・コートⅡの正式点数化
 抜髄
 単根管 228点 → 230点 + 2点
 2根管 418点 → 422点 + 4点
 3根管以上 588点 → 596点 + 8点
 歯髄温存療法から3カ月以内
 単根管 40点 → 42点 + 2点
 2根管 230点 → 234点 + 4点
 3根管以上 400点 → 408点 + 8点
 直接歯髄保護処置から1カ月以内
 単根管 78点 → 80点 + 2点

2根管	268点	→	272点	+ 4点
3根管以上	438点	→	446点	+ 8点
感染根管処置				
単根管	150点	→	156点	+ 6点
2根管	300点	→	306点	+ 6点
3根管以上	438点	→	446点	+ 6点
根管貼薬処置				
単根管	28点	→	30点	+ 2点
2根管	34点	→	38点	+ 4点
3根管以上	46点	→	54点	+ 8点
根管充填				
3根管以上	114点	→	122点	+ 8点
加圧根管充填処置				
3根管以上	200点	→	208点	+ 8点
スケーリング	68点	→	72点	+ 4点
歯周病安定期治療（Ⅰ）～（Ⅱ）				
※併算不可に歯周病重症化予防治療が追加				
歯周病重症化予防治療				
1歯以上10歯未満	【新設】	→	150点	
10歯以上20歯未満		→	200点	
20歯以上		→	300点	
歯冠修復物又は補綴物の除去				
困難なもの	36点	→	42点	
著しく困難なもの	60点	→	70点	+ 10点
手術用顕微鏡加算（根管内異物除去）	【新設】	→	400点	
周術期等専門的口腔衛生処置				
※週Ⅲ算定月の算定回数が月1回から月2回に緩和				
※併算不可に非経口摂取患者口腔粘膜処置が追加				
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置				
※併算不可に非経口摂取患者口腔粘膜処置が追加				
機械的歯面清掃処置	68点	→	70点	+ 2点
※医科から情報提供を受けた糖尿病患者も月1回算定の対象に追加				
非経口摂取患者口腔粘膜処置	【新設】	→	100点	

手術

✓ 手術時の麻酔薬剤の算定

拔牙手術				
埋伏歯	1050点	→	1054点	+ 4点
下顎完全埋伏智歯などの加算	100点	→	120点	+ 20点
下顎骨悪性腫瘍手術の「切断（おとがい部を含むもの）」	【新設】	→	79270点	
顎関節授動術の徒手授動術の「単独の場合」	【新設】	→	440点	
顎関節人工関節全置換術	【新設】	→	59260点	
デブリードマン				
100cm ³ 未満	1020点	→	1260点	+ 240点
100cm ³ 以上3000cm ³ 未満	3580点	→	4300点	+ 720点
遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	92460点	→	94460点	+ 2000点
自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	127310点	→	131310点	+ 4000点
気管切開術	2570点	→	3080点	+ 510点
気管切開孔閉鎖術	1040点	→	1250点	+ 210点
超音波切削機器加算	【新設】	→	1000点	
口腔粘膜蛍光観察評価加算	【新設】	→	200点	
画像等手術支援加算				
※対象が拡大				

麻酔

静脈内鎮静法	120点	→	600点	+ 480点
歯科麻酔管理料	【新設】	→	750点	

放射線治療

密封小線源治療の腔内照射の高線量イリジウム照射等の場合	10000点	→	12000点	+2000点
画像誘導密封小線源治療加算	300点	→	1200点	+900点

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴の70/100加算、50/100加算

※咬合印象が算定対象に追加

歯冠形成

※乳歯金属冠の名称が既製冠に変更

う蝕歯即時充填形成	126点	→	128点	+2点
支台築造印象	32点	→	34点	+2点
咬合印象	【新設】	→	140点	
装着（接着ブリッジ装着時に内面処理を行った場合に加算）	【新設】	→	45点	
充填1				
単純なもの	104点	→	106点	+2点
複雑なもの	156点	→	158点	+2点
非金属歯冠修復（レジンインレー）				
単純なもの	104点	→	124点	+20点
複雑なもの	156点	→	176点	+20点
既成金属冠	【新設】	→	200点	
ポンティック（大白歯の場合）	50点	→	60点	+10点

有床義歯

局部義歯

1歯から4歯まで	584点	→	588点	+4点
5歯から8歯まで	718点	→	724点	+6点
9歯から11歯まで	954点	→	962点	+8点
12歯から14歯まで	1382点	→	1391点	+9点
総義歯	2162点	→	2172点	+10点

熱可塑性樹脂有床義歯

局部義歯

1歯から4歯まで	652点	→	642点	-10点
5歯から8歯まで	878点	→	866点	-12点
9歯から11歯まで	1094点	→	1080点	-14点
12歯から14歯まで	1712点	→	1696点	-16点
総義歯	2722点	→	2704点	-18点

鑄造鉤

双子鉤

二腕鉤

双子鉤	246点	→	251点	+5点
二腕鉤	228点	→	231点	+3点

線鉤

双子鉤	212点	→	220点	+8点
-----	------	---	------	-----

バー

鑄造バー	450点	→	454点	+4点
------	------	---	------	-----

屈曲バー	260点	→	264点	+4点
------	------	---	------	-----

補綴隙	60点	→	65点	+5点
-----	-----	---	-----	-----

有床義歯修理	240点	→	252点	+12点
--------	------	---	------	------

有床義歯内面適合法

※軟質材料を用いる場合に口蓋補綴、顎補綴が追加

歯科矯正

歯科矯正管理料

※併算不可に小児口腔機能管理料、口腔機能管理料が追加

病理診断

口腔病理診断料

※病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が勤務する診療所が追加